

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する意見

平成 18 年 12 月 15 日

団体名：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会（全母協）

連絡先：東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 2 新霞が関ビル 電話 03-3581-6503

【意見内容】

全国 281 か所に所在する母子生活支援施設は、新規入所者の約半数がDV被害者です（母子生活支援施設実態調査 / 平成 18 年 7 月・全母協）。またDV法による一時保護の委託契約施設数でも、母子生活支援施設は 83 施設となっており、DV被害者の保護と自立支援の砦としての役割を担っています。DV被害者の支援を第一線で担う母子生活支援施設の全国組織として、DV法及び関連する施策について、下記の要望を行います。

1．保護命令発令までの期間短縮について

近年、母子生活支援施設に入所するDV被害者は、保護命令発令までの期間が長引き、精神的な負担感の増加が見られます。保護命令について、DV被害者の保護を最優先した発令期間の短縮を要望します。

2．接近禁止命令の拡大について

DV被害は精神的な被害の要素が大きく、母子生活支援施設においても、DV被害で入所している母子に対して、加害者から電話等で接触が図られることで、二次受傷をする例も生じています。接近禁止命令については、電話や親族への接近等も含めた形で法的措置がなされるよう要望します。

3．子どもに対する支援体制の充実について

DV被害者の子どもに対して、学校の転校手続きや学用品の用意等が速やかに、かつ円滑になされ、子どもの教育を受ける権利が侵害されないような施策の充実を求めます。

4．加害者への対策について

DV加害者の中には、再婚を繰り返し多くの被害者を生み出している現状が多数見受けられます。接近禁止命令を受けたDV加害者に対して、適切なプログラムにより更正を図る必要があるとともに、受講を義務付ける法的措置が必要です。

また母子生活支援施設においては、DV被害者の離婚調停等に職員が携わる機会もありますが、DV加害者が面接交渉権を盾に、DV被害者である子ども（つまり虐待を受けた児童）への面接を要求し、裁判所が認めてしまう例も生じています。

DV加害者の面接交渉権については、被害者である母子を守る視点から、一定期間の制限が必要です。あわせて、上記更正プログラム等との連動（更正プログラム終了後の面接制限解除等）も考えられます。

【意見内容補充用紙】

団体名：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会（全母協）

5．外国人のDV被害者に対する支援について

近年、外国人であるDV被害者の母子生活支援施設入所が増加しており、その理由も「夫などからの暴力」が65%を占めています（全母協調査）。これらの母子に対して、母子生活支援施設では病院や子どもの学校との連携を図ったり、在留資格や国籍の整理等の際し、入国管理局・法務局・裁判所等に同行して、手続き等の支援を進めます。

平成16年の改正DV法では、「国籍の有無に関わらず」との表現が入りましたが、今後在留資格に関わらず支援の対象とすることはもちろん、外国人のDV被害者について、緊急保護から在留資格変更・国籍整理・就労・自立に至るまでの、きめ細やかな対策と支援が必要です。

6．DV被害者の就労・自立に向けた長期的支援について

母子生活支援施設に入所するDV被害者は、心に深い傷を負い、その傷を癒すことと回復が急務の支援です。その後生活の再建に向けて就労・自立を進めますが、心の傷が深いままでは、施設利用後すぐに就労に結びつかない場合も多く、生活を安定させ、回復に至るまでには時間を要します。また就労しても雇用が不安定であり、就労だけで生計を立てることは困難です。また施設退所後も、生活・就労・子育て等、継続的な相談支援が必要になる場合があり、長期的な生活再建の視点が求められます。

そのためDV被害者の支援にあたっては、経済的支援の柱である生活保護制度について、被害者の視点に立った運用を一層進めることが重要です。

あわせて、DV被害者への継続的な自立支援を進めるため、都道府県域における配偶者暴力相談支援センターと、母子生活支援施設、母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を図るための施策強化（入所・就労・自立支援に関わる情報の連携、ネットワークの構築等）を要望します。

また、DV被害者の自立を図る上でも、「女性の再チャレンジ支援プラン」に示された再就職支援施策の確実な推進を求めます。

7．広域入所の課題について ～地域間格差を解消するための取り組みを～

広域入所により母子生活支援施設を利用するDV被害者は、措置委託する地方自治体の考え方により、DV被害者に対する十分な自立支援が図られぬまま、母子生活支援施設を退所する例も生じています。またDV被害者の広域入所そのものを拒否する地方自治体もあります。

このように、広域対応が必要なDV被害者支援において、都道府県ごとの格差の存在は、DV被害者の保護・自立支援に大きな支障を来しています。地域間格差を解消するため、都道府県基本計画における数値目標の設定等、積極的な取り組みの規定が求められます。

また、広域入所を拒否する地方自治体の姿勢をはじめ、是正すべき地域格差に対しては、国の責任を明確にし、国が最大限の役割を発揮すべきです。